

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関する報告書について

平成14年4月1日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1 経緯

- ・ 厚生労働省では、平成12年9月、「児童福祉施設等評価基準検討委員会」を設置し、「福祉サービスの質に関する検討会（平成10年11月設置）」における福祉サービス全般を対象とした第三者評価事業に係る検討を踏まえ、保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院における福祉サービスの第三者評価事業の在り方について検討を進めてきた。
- ・ このたび、2年度にわたる第三者評価試行事業や厚生労働省ホームページを通じた意見募集等を踏まえ、検討委員会の最終報告書を取りまとめたので公表するものである。
- ・ なお、本検討委員会では、保育所等4つの施設について、第三者評価基準等の検討を行ったが、その他の施設については、4施設の第三者評価の実施状況を踏まえ、評価の在り方・必要性等について検討していくこととする。

暦年月	福祉サービス全般 (福祉サービスの質に関する検討会)	児童福祉施設 (児童福祉施設等評価基準検討委員会)
10.11	・ 検討会設置	
11.03	・ 基本方針	
12.06	・ 中間報告 ・ 社会福祉基礎構造改革法公布	
12.09		・ 検討委員会設置
12.11		・ 第三者評価試行事業（1回目）実施 (15都道府県)
～13.01		
13.03	・ 最終報告とりまとめ	
13.05	・ 実施要領（指針）発出	・ 第三者評価基準（試案）公表
13.08		・ 第三者評価試行事業（2回目）実施 (全都道府県)
13.09		
～13.11		
14.03		・ 本報告書のとりまとめ
14.04		・ ガイドライン発出（予定）

2 報告書の概要

(1) 検討の対象

保育所、児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院

(2) 目的

ア 個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に係る取り組みを促進する。

イ 利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できるようにする。

(3) 第三者評価基準

ア 基準作成の考え方

(ア) 福祉サービスの内容が向上するように誘導するものとする。

(イ) 評価結果が利用者にわかりやすいものとする。

(ウ) 行政監査と重複する項目は省き、運営管理に関する項目は簡素化する。

イ 基準の構成

・ 「評価項目」とそれを判断するための「判断基準」で構成。

・ 評価項目数は、保育所52項目、児童養護施設74項目、母子生活支援施設63項目及び乳児院56項目とする。

ウ 基準の性格

・ 厚生労働省は、本基準を参考として第三者評価基準のガイドラインを作成する。

・ 第三者評価機関は、厚生労働省が示すガイドラインを満たした評価基準を策定する。

(4) 利用者の視点

福祉サービスについて、実際に利用者がどのように感じているかを把握し、それを第三者評価基準に基づく全体の評価結果を取りまとめる際の参考とするため、利用者アンケートの様式例を作成した。

(5) 評価の方法

ア 評価の手順

・ 施設の自己評価及び利用者アンケートの結果をもとに、評価調査者が実地調査を行い、評価決定委員会で評価を決定する。

・ 児童養護施設及び乳児院は、入所措置施設であるため、2次調査により改善結果等を確認し、事業者自らのサービスの質の向上を促進する。

イ 評価の内容

① 評価項目に対する段階評価（3段階又は2段階）

② 各分野別の総合所見（定性的評価）

③ 全体の総合所見（定性的評価）

ウ 評価の決定

(ア) 評価調査者

- ・ 評価調査者は、児童福祉等の学識経験者、児童福祉施設の施設長（経験者）等で5年以上の経験を有し、所定の第三者評価調査者養成研修を受講している者とする。
- ・ 評価調査者は、原則として2人以上のチームにより評価調査を行い、評価結果を取りまとめ、評価決定委員会へ報告する。

(イ) 評価決定委員会

評価決定委員会は、「児童福祉事業経営者・従事者」、「児童福祉等の学識経験者」、「児童福祉サービスの利用者等」の3分野から概ね3分の1ずつ選任する委員（当該委員が関係する施設・事業者の評価の決定には関与しない）で構成し、最終的な評価の決定を行う。

エ 第三者評価機関

原則として法人格を有し、国のガイドラインを満たす評価基準や評価事業を適切に行なうる数の評価調査者を有していること等を要件とする。

(6) 評価結果の公表

公表の対象は、第三者評価を受けたすべての事業者とし、公表する評価結果の範囲は、次のとおりとする。

- ① 評価項目に対する段階評価（3段階又は2段階）
- ② 各分野別の総合所見（定性的評価）
- ③ 全体の総合所見（定性的評価）

(7) 評価調査者の研修

- ・ 社会福祉施設に関する第三者評価の理念、評価調査者の倫理等に関する「共通研修」と児童福祉施設の第三者評価基準や評価の方法等に関する「独自研修」の二本立てとする。
- ・ 評価調査者は、「共通研修」と「独自研修」を受講する。

(8) 今後の課題

ア 第三者評価に係る普及啓発

- ・ 国や都道府県等においては、制度の趣旨等について、事業者、利用者等に十分に周知を図り、第三者評価事業が広く浸透するよう努めるものとする。

イ 評価基準等の見直し

- ・ 第三者評価は、新たな仕組みであることから、特に、制度の導入時においては、事業の実施を図りながら、評価調査の方法、評価の決定方法、評価調査者の養成等について調査研究を行い、第三者評価事業の検証を十分に行なう必要がある。
- ・ 本検討委員会で示した評価基準や評価の方法等は、第三者評価機関が策定する評価基準等のガイドラインとしての性格を有するものであるため、今後、多様な主体が第三者評価事業を実施し、事例を積み重ねていく中で、必要な見直しを隨時行うものとする。